

定 款

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、UNBANKED株式会社と称し、英文では、UNBANKED, INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 商品先物取引法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買取引の受託および媒介、取次、代理
2. 商品先物取引法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買
3. 有価証券及び、証券化商品、及び各種金融デリバティブの売買
4. 金、銀、白金、パラジウム等貴金属類の売買および媒介、取次、代理、リース、保管
5. 非鉄金属の売買および媒介、取次、代理
6. 経済および上場商品に関する情報の提供並びに出版業務
7. 有価証券の募集もしくは売出しの取扱または私募の取扱
8. 商品先物取引法の適用を受ける上場商品の国外からの取次および受託業務
9. 金融商品取引法の適用を受ける金融商品取引所の市場における上場商品の受託、売買、売上の媒介、取次、代理
10. 原油、天然ガス、ガソリン、ナフサ等の石油製品の売買および媒介、取次、代理
11. 外国の商品取引所の市場における上場商品の受託、売買、売上の媒介、取次、代理
12. 店頭外国為替証拠金取引の受託、売買、売上の媒介、取次、代理
13. 金融商品取引法にもとづく第一種金融商品取引業
14. 金融商品取引法にもとづく第二種金融商品取引業
15. 古物営業法に基づく古物商
16. 暗号資産の発行及び取引
17. 宅地建物取引業
18. 不動産売買、賃貸、管理、及びコンサルティング業務
19. 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
20. 上記各号に付帯するまたは関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告が行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売渡す旨を会社に請求することができる。

(単元未満株式の権利)

第10条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

2. 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長たる代表取締役がこれに任じ、社長に事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ず。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、株主または代理人は代理権を証明する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議

決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

(取締役の責任免除)

- 第21条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、原則3営業日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集通知を省略することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程および決議の省略)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める「取締役会規程」による。

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第26条 監査等委員会の招集通知は、各取締役に対し、原則3営業日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集通知を省略することができる。

(常勤監査等委員)

第27条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める「監査等委員会規程」による。

第6章 会計監査人

(選任および任期)

第29条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、3,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第7章 執行役員

(執行役員の設置)

第31条 当社は、取締役会の決議により、業務執行を専門的に行う役職として執行役員を置くことができる。

(執行役員の選任および職務等)

第32条 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることができる。

2. 取締役会および取締役は、執行役員の職務の執行を監督するとともに必要な指示命令を行い、執行役員は取締役会に対して定期的に業務執行の状況を報告しなければならない。

(執行役員規程)

第33条 執行役員に関する規定は、本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める執行役員規程によるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(転換社債の転換の時期)

第37条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の期末配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとして支払う。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

(付則)

1. 当会社は、第51期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

この定款に規定のない事項は、すべて法令の定めるところによる。

昭和47年11月	1日	制	定
昭和56年	1月17日	一部	改正
昭和62年12月	11日	一部	改正
昭和63年	5月30日	一部	改正
平成2年	6月26日	一部	改正
平成4年	6月26日	一部	改正
平成6年	6月27日	一部	改正
平成8年	6月26日	一部	改正
平成9年	6月27日	一部	改正
平成10年	6月26日	一部	改正
平成11年	6月25日	一部	改正
平成14年	2月22日	一部	改正
平成14年	6月27日	一部	改正
平成15年	6月27日	一部	改正
平成16年	6月29日	一部	改正
平成17年	9月16日	一部	改正
平成18年	6月29日	一部	改正
平成18年	8月	1日	一部改正
平成20年	6月27日	一部	改正
平成21年	6月26日	一部	改正
平成23年	6月29日	一部	改正
平成27年	6月26日	一部	改正
令和3年	6月29日	一部	改正
令和4年	6月29日	一部	改正
令和5年	6月29日	一部	改正
令和6年	6月27日	一部	改正
令和6年10月	1日	一部	改正